

## 建築士を対象とする講習の指定（更新）について

令和3年6月10日

建築士を対象とする講習の指定に関する要綱(昭和61年茨城県告示第1455号)第3条第1項の規定に基づき、下記の講習を、建築物の設計及び工事監理に必要な知識並びに技能の維持向上を図る上で奨励すべきものとして指定した。

### 記

- 1 実施法人の名称、代表者の氏名及び住所
  - (1) 名 称 一般社団法人茨城県建築士事務所協会
  - (2) 代表者 会長 舟幡 健
  - (3) 住 所 水戸市笠原町 978 番 30 建築会館 2 階
- 2 定期講習又は特別講習の別  
定期講習
- 3 講習の名称、目的及び対象者
  - (1) 名 称 建築士事務所の管理講習会
  - (2) 目 的 管理建築士等の資質の向上を図り、もって建築設計・工事監理業務の健全な発展と建築物の質の向上に寄与することを目的とする。
  - (3) 対象者 管理建築士及びこれに準じて建築士事務所の管理的業務に携わる建築士
- 4 講習の実施頻度、実施時期及び実施期間
  - (1) 実施頻度 年2回以上
  - (2) 実施時期 通年
  - (3) 実施期間 1日間
- 5 講習の実施場所  
受講者数、利便性等を考慮し、茨城県内において実施する。

## 6 講習の科目及び時間

科 目	時 間
(1) あいさつ・説明	10分
(2) 建築士事務所の業務と展望	50分
(3) 建築士事務所賠償責任保険	30分
(4) これからの建築士事務所経営	65分
(5) 建築士事務所の新しい動向①	
(6) 建築士事務所の新しい動向②	65分
(7) トラブル対応とリスク管理	75分

## 7 講師選任の方針

講習の科目に関し専門的知識を有し、かつ講師としての経験を有するなど講師としてふさわしい者とし、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の情報を活用し選任する。

## 8 受講料に関する事項

受講料は、会場費、広告宣伝費、講師料、旅費、人件費、テキスト代、印刷費等の所要経費からみて適正かつ受講者の過大な負担にならないよう留意し決定する。

## 9 指定の期間

令和3年6月10日から令和8年3月31日までとする。